

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について

【ご注意】

本事業への応募は全て「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」で行います。

郵送や直接の持ち込み、e-mail等では一切受け付けておりません。

なお、e-Radの使用に当たっては、事前に「研究機関の登録」「研究者の登録」が必要となります。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって手続きを行ってください。（公募受付期間前でも登録手続きは可能です。）

応募締切期限直前は、応募が殺到し、e-Radシステムがつながりにくくなる可能性がありますので、余裕をもって、応募書類（研究課題提案書）のe-Radへの応募（アップロード）を行ってください。

1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付 → 審査 → 採択 → 採択課題管理 → 成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

2 e-Radの操作方法に関する情報確認サイト及び問い合わせ先について

e-Rad の操作方法（操作マニュアルのダウンロードなど）等に関する情報確認サイト及び問い合わせ先は、下記のとおりです。問い合わせにあたっては、情報提供サイトに掲載されている情報を十分に確認した上で行ってください。

- ・ 情報提供サイト：e-Radポータルサイト（<http://www.e-rad.go.jp/>）
（なお、研究者、研究機関への情報提供ページは、ポータルサイトトップページの下部にリンクを設けています。）

- ・ e-Radの操作方法に関する問い合わせ先：

e-Radヘルプデスク

TEL 0570-066-877

受付時間 9:00～18:00

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

【注意事項】

ヘルプデスクは研究機関・研究者の登録や e-Rad の操作についての問い合わせ先ですが、以下のように事業全般に関する問い合わせ先にお問い合わせいただく内容が大変多く含まれています。以下のような項目については、事業全般に関する問い合わせ先あてにお問い合わせいただくようお願いします。

- ・ 予算額・経費には何を入力すればいいのか？
- ・ 農林水産省へ提出済みの課題を修正したい！
- ・ 実施中の課題（応募・受入状況）には何を入力すればいいのか？
- ・ 配分機関に提出する前に入力した内容を確認してほしい！
- ・ 応募したいが何をすればいいか教えてほしい？
- ・ 応募したいがどの研究区分に該当するのか？
- ・ 審査結果はいつ頃分かるのか？
- ・ 任意入力項目に記入するかどうかで有利（不利）になるのか？
- ・ 採択後の事務作業は大変なのか？
- ・ 応募に関わる研究者は、どの範囲まで登録する必要があるのか？
- ・ e-Rad への応募情報の登録は、どの立場の研究者が行えばいいのか？
- ・ 期限までに、研究機関あるいは研究代表者・研究分担者の登録が間に合わないが、どうすればいいのか？
- ・ 応募・受入状況の入力欄に登録するべきものが11件以上あるが、どれを入力すればいいのか？

なお、本事業に関する問い合わせは、従来どおり下記にて受け付けているほか、農林水産省の各地方農政局生産部技術担当（公募要領共通事項23ページ参照）でも受け付けています。

事業全般に関する問い合わせ先
農林水産省 農林水産技術会議事務局
研究推進課 産学連携室
産学連携振興班
TEL 03-6744-7044

3 e-Radによる応募の流れについて

(1) 研究機関の登録 [研究総括者の所属研究機関及び研究分担者（共同研究者）の所属研究機関による作業]

研究総括者の所属する研究機関及び研究分担者（共同研究者）の所属する研究機関を、応募時までには、文部科学省府省共通研究開発システム（e-Rad）運用担当に申請し、登録する必要があります。

ただし、過去に他省庁等が所管する研究資金制度・事業への応募等の際、既に登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

研究機関の登録方法についての詳細は、e-Rad ポータルサイトを参照してください。登録手続き完了までには通常でも1～2週間要する場合があります、混雑具合によってはそれ以上の時間を要する場合がありますので、余裕を持って登録手続きをしてください。

なお、研究分担者が農林漁業者のように研究機関に所属していない個人の場合は、研究機関の申請・登録は必要ありませんが、応募時までには個人での申請・登録を行い、ログインID、パスワード及び研究者番号を取得してください。

例外として、研究グループに参画する機関であっても、研究実施期間を通して研究費の配分を受けない場合は、必ずしも、研究機関番号、研究者番号を取得する必要はありません。（可能な限り取得に努めてください。）

【登録申請の対象となる研究機関について】

- (1) 特殊法人、特別認可法人及び独立行政法人
- (2) 大学、高等専門学校及び大学共同利用機関
- (3) 地方公共団体、都道府県立試験研究機関
- (4) 公益・一般法人（財団法人、社団法人、その他）
- (5) 民間企業

※上記の機関に所属しない研究者については、個人登録を行ってください。

(2) 研究者情報の登録 [研究総括者の所属研究機関及び研究分担者の所属研究機関の事務代表者による作業]

研究総括者の所属する研究機関及び研究分担者の所属する研究機関の事務代表者は、パソコンで e-Rad にログインし、本事業に応募する研究総括者又は研究分担者に関する研究者情報を登録してください。

ただし、過去に他省庁等が所管する研究資金制度・事業への応募等の際、既に登録済みの場合は再度登録する必要はありません。ログイン ID とパスワードは、システムから、初回ログイン認証コードは、各研究機関の事務担当者から配布されます。

なお、研究分担者が農林漁業者のように研究機関に所属していない個人の場合は、当該作業の必要はありません。

研究者情報の登録方法についての詳細は e-Rad ポータルサイトを参照してください。

【研究グループにおける研究機関番号及び研究者番号の取得対象】

所属研究機関コード	研究者番号
◎代表機関(研究管理運営機関)	◎研究総括者、分担者A、分担者B・・・
◎共同研究機関 1	◎分担者C(筆頭研究者)、分担者D、分担者E・・・
◎共同研究機関 2	◎分担者F(筆頭研究者)、分担者G、分担者H・・・
◎共同研究機関 3(普及支援組織)	◎分担者I(筆頭研究者)、分担者J、分担者K・・・
999999999(機関コード)	◎分担者L(筆頭研究者：(機関に所属しない)農林漁業者等の個人)

◎を附した機関及び研究者が取得対象

※研究実施期間を通して研究費の配分を受けない機関及び研究者は必ずしも取得する必要はありません。(可能な限り取得に努めてください。)

(3) 応募する前の準備作業 [研究総括者が行う作業]

まず、本事業のホームページ (http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2017/sinkikoubo_2017.htm) から、応募書類(研究課題提案書)(Word)をダウンロードしてください。

次に、研究課題について応募書類(研究課題提案書)を完成させてください。

また、e-Rad に研究者情報等を入力するために、研究総括者及び共同研究者の e-Rad 番号を準備してください。

(4) 応募情報の入力、応募書類（研究課題提案書）ファイルのアップロード [研究総括者が行う作業]

研究総括者は、パソコンで e-Rad にログインし、本事業への応募情報を入力し、応募情報を提出してください。

応募情報を入力後、応募書類（研究課題提案書）を e-Rad にアップロードしてください。e-Rad の応募情報の状態が「**研究機関処理中**」になります。

- ・ 応募情報の入力には、添付の「(参考) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) における応募書類のアップロード方法」をご覧ください。
- ・ 応募書類（研究課題提案書）（アップロードファイル）は必ず「PDF」の形式にて作成してください。
- ・ アップロードできるファイルの最大容量は、「10Mbyte」です。

また、応募受付期間中であれば、農林水産省へ提出した応募書類を引戻し、修正することができます。この場合、応募受付期間中に修正を終了し、再度応募書類を提出する必要があります。

なお、研究総括者が提出した応募書類は、下記(5)によって研究総括者の所属研究機関の事務代表者が承認しなければ、農林水産省へは提出されません。

(5) 応募情報の承認 [研究総括者の所属研究機関（代表機関）の事務代表者が行う作業]

代表機関の事務代表者（研究総括者が事務代表者となっている場合は研究総括者）は、e-Rad にログインして応募情報の内容を確認した上で、「承認」又は「差戻し」を選択して確定してください。

なお、承認する際には、研究総括者が作成した応募書類（上記(3)で作成された書類）に不備がないことも確認してください（事務代表者が行う「承認」の処理は、代表機関の長が行う決裁行為に代わりうるものです。）。

応募締切期日までに研究機関の事務代表者が「承認」の処理を行うと、e-Rad の「応募課題情報管理」画面における応募状況の状態が「**配分機関処理中**」になります。なお、応募締切期限までに「配分機関処理中」にならなかった場合、当該応募は無効となります。

重要！！

事務代表者（研究総括者が事務代表者となっている場合は研究総括者）が「承認」の処理を行わない場合、応募情報の状態が「配分機関処理中」になりませんので、事務代表者は忘れずに承認の処理を行ってください。

(6) 提案受理の確認

農林水産省において提案が受理されると、e-Rad の「応募課題情報管理」画面の応募状況が「配分機関処理中」に更新されます。e-Rad の応募情報の状態が「配分機関処理済」になっていることを必ず確認してください。

受理後は、本事業の事務委託先である「(公社) 農林水産・食品産業技術振興協会技術情報協会」より「受付番号」を研究総括者へメールにてお知らせします。送付先メールアドレスは、応募様式の表紙に記載しているメールアドレスとなります。「受付番号」は、2次（ヒアリング）審査対象課題決定、採択課題決定等のお知らせの際に使用しますので、必ず研究グループ等へ周知をお願いします。

4 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用した応募の流れ

【所属研究機関及び研究者情報の登録】

－研究機関に所属する研究者の場合－

①研究機関の登録申請手続き

- ・ e-Rad ポータルサイトからダウンロードした所属研究機関登録申請書等の様式・必要書類に必要事項を記載の上、下記の送付先に郵送

②e-Radにログイン

- ・ e-Rad システムからメールで通知された事務代表者のログイン ID、パスワードを使用しログイン

③所属研究機関の基本設定

- ・ 部局コードの設定等、所属研究機関の基本情報の設定（④事務分担者の設定（事務分担者を置く場合））
- ・ e-Rad で事務分担者を登録、事務分担者の初回ログイン認証コードを事務分担者に配布

⑤研究者の登録

- ・ 機関に所属している研究者を登録

【研究者（個人）情報の登録】

－農林漁業者のように機関に所属しない研究者（個人）の場合－

①研究者の登録申請手続き

- ・ e-Rad ポータルサイトからダウンロードした研究者登録申請書に必要な事項を記載の上、下記の送付先に郵送

②システム運用担当がシステムに登録

③ログイン ID、パスワードの送信

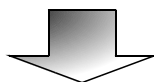
- ・ システムのログイン ID、パスワードの送信

※上記の作業について、既に登録済みの場合は、再度登録する必要はありません。
また、研究実施期間を通して研究費の配分を受けない場合は、必ずしも登録する必要はありません（可能な限り登録に努めてください。）。

(送付先) 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)運用担当

【応募書類（研究課題提案書）のe-Radへの応募】

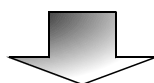
- ①農林水産省のホームページから応募書類(研究課題提案書)等をダウンロード
- ②研究課題について応募書類(研究課題提案書)を作成
http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2017/sinki_koubo_2017.htm



研究総括者がポータルサイトから e-Rad システムにアクセス
<http://www.e-rad.go.jp/>



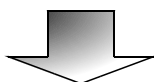
- ① e-Rad システムに必要事項を入力
- ②応募書類（研究課題提案書）をアップロード
(e-Rad画面の状態：「研究機関処理中」)



- ①所属研究機関（代表機関）の事務代表者による「承認」の処理
- ②応募締切期限までに「承認」の処理を行うことが必要
(応募締切期限：平成29年2月13日(月)12時(厳守))
※定刻になると一切入力が行えないので注意してください。



(e-Rad画面の状態：「配分機関処理中」)



農林水産省が応募書類（研究課題提案書）を受理
(状態：「受理済」)

※応募書類（研究課題提案書）アップロード後は、e-Radにて受理状況が確認できます。

5 e-Rad の使用にあたっての留意事項

(1) e-Rad の利用可能時間帯

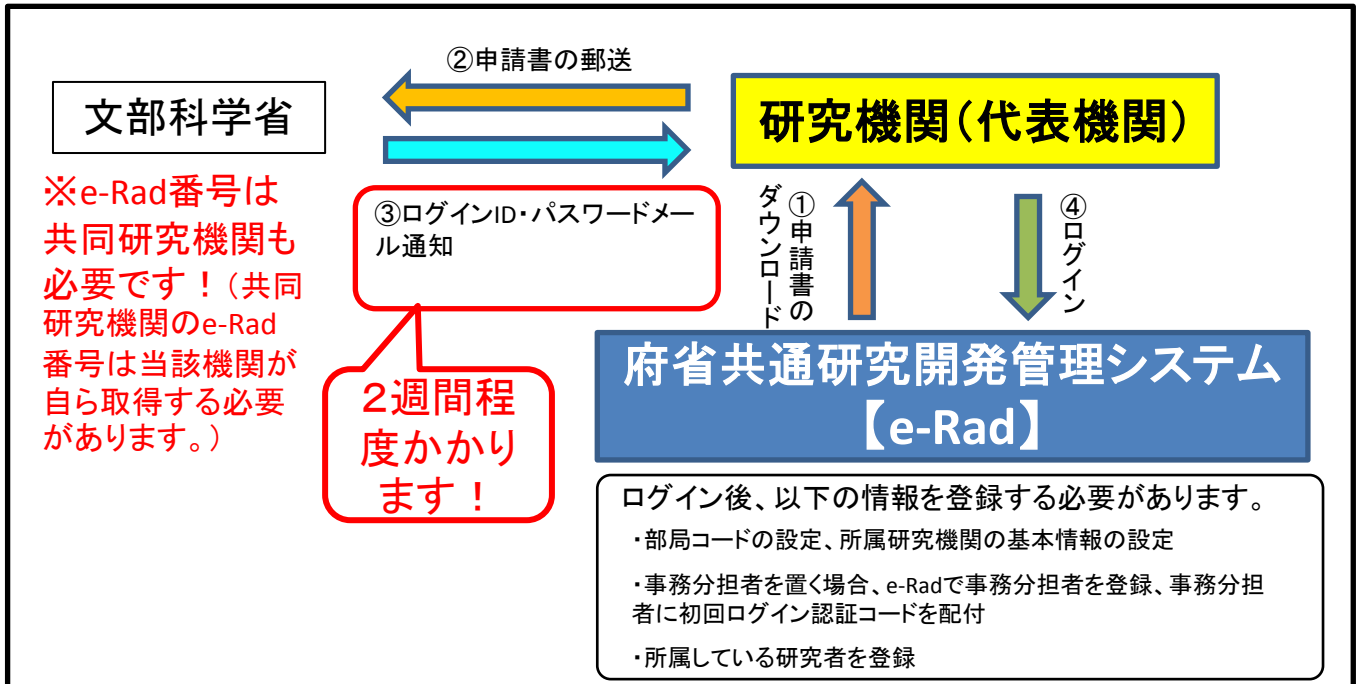
平日・休日ともに 0 : 0 0 ~ 2 4 : 0 0

ただし、上記利用可能時間内であっても、保守・点検を行う場合、e-Rad の運用を停止することがあります。e-Rad の運用を停止する場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

(2) 個人情報の取り扱い

応募情報に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他省庁等が所管する研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供も含む。）するほか、e-Rad を経由して内閣府の「政府研究開発データベース」へ提供します。

○研究機関の登録申請手続き



○研究実施計画の応募手続き

